

違反対象物の公表制度

利用者の安全・安心のために



川崎市消防局イメージキャラクター 太助

消防関係法令に重大な違反のある建物
や店舗に関する情報が、
平成26年10月1日から
川崎市ホームページで確認できます。

※ 川崎市ホームページ <http://www.city.kawasaki.jp>

公表制度とは

建物を利用しようとする者が、建物の防火に係る安全性の情報を入手し、利用を判断できるよう、消防関係法令に重大な違反のある建物等を公表する制度です。

公表対象となる建物は

劇場、遊技場、飲食店、百貨店、旅館、病院、老人ホームなど不特定多数の人が出入りする建物

※ 消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる建物

公表方法と公表内容は

●公表方法

川崎市ホームページ
(<http://www.city.kawasaki.jp>)



●公表内容

建物名称、所在地、違反の内容

公表対象となる違反は

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が未設置の場合



川崎市消防局

お問い合わせは、川崎市消防局予防部査察課又は最寄りの消防署予防課まで

川崎市消防局 044-223-1199
川崎消防署 044-223-0119

臨港消防署 044-299-0119
幸 消防署 044-511-0119